

つくば市立図書館雑誌スポンサー制度募集要領

1 趣旨

この要領は、つくば市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項（以下「要項」という）に基づき、つくば市立図書館（以下「図書館」という）における雑誌スポンサー（以下「スポンサー」という）の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる雑誌

スポンサーは、図書館が作成した「つくば市立図書館雑誌スポンサー制度対象雑誌リスト（以下「雑誌リスト」という。）」から選定することができる。選定数に制限は設けないものとする。

3 広告の規格・掲出方法

広告はスポンサーが作成するものとし、スポンサー名、広告を掲出するかはスポンサーが選択することができる。

- (1) 指定雑誌の最新号カバーの表紙面にスポンサー名及び広告を掲出することができる。

縦 12 センチメートル、横 14.5 センチメートル以内、片面印刷とし、必ず「雑誌スポンサー〇〇（スポンサー名）」という文字を入れるものとする。

スポンサー名のみ掲出も可能とする。

- (2) 指定雑誌の最新号カバーの裏表紙面にスポンサーの広告を掲出することができる。

両面印刷で雑誌リストで示す広告サイズの大きさを超えないものとする。

- (3) 雑誌書架の蓋にスポンサー名及び広告を掲出することができる。

縦 12.8 センチメートル、横 18.2 センチメートル（B6 サイズ）以内とし、必ず「雑誌スポンサー〇〇（スポンサー名）」という文字を入れるものとする。

スポンサー名のみ掲出も可能とする。

- (4) 広告の掲出期間はスポンサー認定期間内とする。

4 申込みの受付

申込みは随時受付する。ただし、スポンサーは広告を掲出しようとする月の前月 20 日までに申し込まなければならない。

5 スポンサー料の支払い方法

スポンサー料は、雑誌 1 誌につき 15,000 円とし、スポンサーは指定された期日までに一括して図書館に納付しなければならない。年度途中にスポンサーが決定した場合は、月額 1,250 円として認定期間から算出する。また、支

払いに必要な一切の経費はスポンサーの負担とする。

6 雑誌の休刊・廃刊

雑誌が年度途中で休刊・廃刊等となった場合は、スポンサーとの協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

7 その他

- (1) 図書館内や図書館ホームページ等に、スポンサー名を掲出する。
- (2) スポンサーは、スポンサーであることを図書館が提供する掲示物を用いて企業や店舗で周知することができる。
- (3) スポンサーは、前項(1)(2)の方法、時期については図書館に一任するものとする。